令和　　　　年　　　月　　　日

外務省

申請者住所

申請団体名

申請団体代表者

誓　　約　　書

　今般、　　　　　　　　　主催の事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　について、外務省から「日・パラオ外交関係樹立３０周年記念事業」としての認定を得た際には、下記事項を遵守することを誓約します。

　なお、本誓約に違反した場合には、交付認定取消しの措置を受けても異存はありません。

記

1. 事業が申請当時の内容から変更になる場合には、速やかに外務省アジア大洋州局大洋州課又は在パラオ日本国大使館に報告する。
2. いかなる場合においても次の各項目に該当する事業を実施しない。

（１）　公序良俗に反する事業。

（２）　日本の法令に違反する又は違反するおそれのある事業。

（３）　「日・パラオ外交関係樹立３０周年記念事業」の目的に合致しない事業。

（４）　特定の主義、政治的な主張又は宗教の普及を目的とする事業。

（５）　公益性に乏しい事業。

（６）　営利を主たる目的とした事業。

３．「日・パラオ外交関係樹立３０周年記念事業」のロゴマークの縦横比や色、デザインを変更しない。また、同ロゴマークを認定された事業以外に使用しない。

以上